

コンプライアンス委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コンプライアンス基本要綱第8条の規定に基づき、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）の業務の適正を確保するための体制の運用及び改善に関し理事長に意見を提出すること
- 二 財団のコンプライアンスに関する規程、要綱等の制定又は改廃に関し理事長に意見を提出すること
- 三 重大なコンプライアンス違反に関する再発防止策及び関係者の処分に関し理事長に意見を提出すること
- 四 コンプライアンスマニュアルの遵守状況等を聴取し、必要に応じて理事長に意見を提出すること
- 五 その他理事長が委員会に意見を求めた事項について意見を提出すること

(委員)

第3条 委員会の委員は6名以内とし、理事長が役員及び職員並びに外部有識者の中から委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長が議長となる。
- 3 会議は、年1回定例会を開催するほか、必要に応じて開催する。
- 4 委員会の会議は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、必要あると認めるときは委員会に関係職員を参加させ、説明させることができる。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

- 2 緊急を要する事項については、会議の開催に代えて書面により委員に意見を求め、委員の過半数をもって決することができる。

(議事録)

第7条 委員会は、委員長が記名押印した議事録を作成し、事務局に保管する。

- 2 議事録の保管年数は、法人文書管理規程の規定に基づき、10年とする。ただし、重大なコンプ

ライアンス違反に関する議事録については30年とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を総務課総務グループに置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。